

城陽市芝山遺跡における正方位の  
建物群と道路状遺構の整理

菅 博 絵

2021 8月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

# 城陽市芝山遺跡における正方位の 建物群と道路状遺構の整理

菅 博 絵

## 1. はじめに

城陽市芝山遺跡は、城陽市東南部に位置する芝山丘陵上に所在し、東西950m、南北840mの範囲に広がり、昭和52(1977)年度に京都府文化財保護指導委員の柏井氏が遺物を採取したことによりその存在が明らかとなった縄文時代から平安時代にかけての複合遺跡である。<sup>(注1)</sup>同年の城陽市教育委員会の発掘調査から令和2年度までに21回に及ぶ発掘調査が実施され、遺跡様相が明らかとなりつつある。

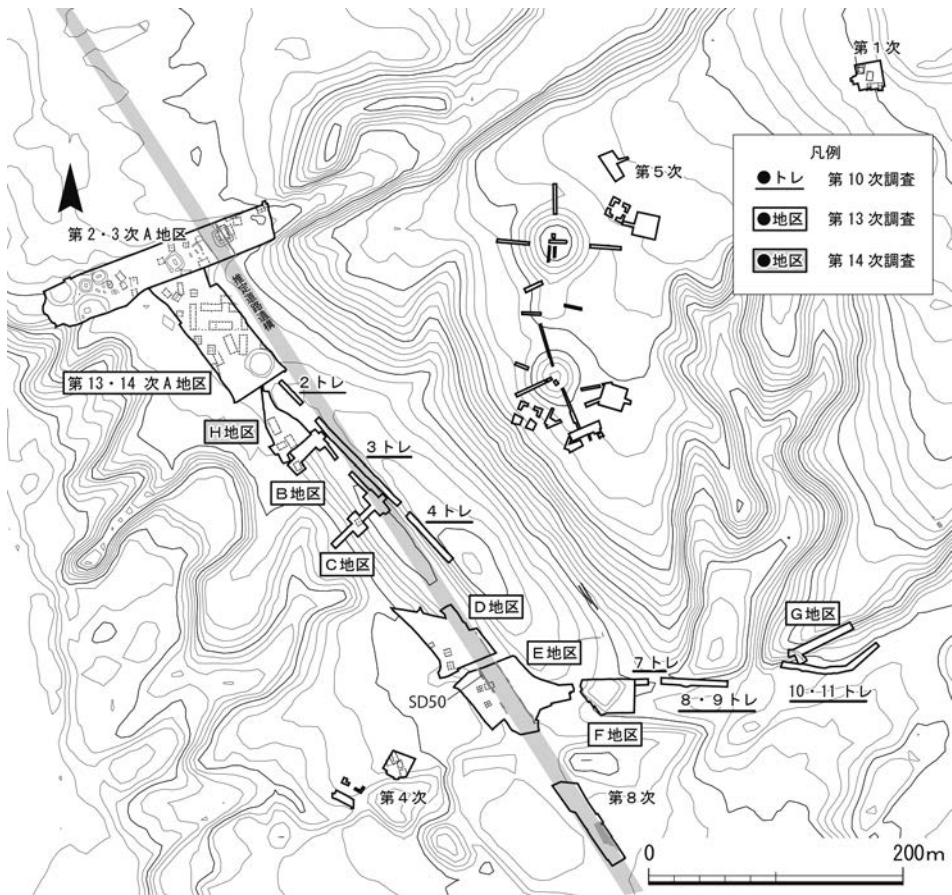
主な遺構には古墳や奈良時代の道路状遺構、奈良時代から平安時代にかけての多数の掘立柱建物がある。特に奈良時代の道路状遺構は幅が12mあり、古代の官道幅と同様であることや遺跡近辺に万葉集に詠まれた「鷺坂」の地名があることから古代の官道と推定され、正方位に軸軸をそろえた建物群はその立地から駅家の可能性が指摘されている<sup>(注2)</sup>(第1図)。今回は道路遺構と平成14・15年度(第13・14次)調査で検出した正方位の建物群を改めて整理していく。

## 2. 芝山遺跡の研究

本節では奈良時代の遺構を中心に調査成果を概観していく。昭和52年度(第1次調査)に遺跡の北東部で正方位の庇付建物を、第2・3次調査では方位を2群に分けられる建物群と幅12mの併行する溝を検出した。平成10年度第8次調査では道路遺構、第13・14次調査では検出長40m以上におよぶ幅11.1～11.7mの道路遺構を検出し、柱穴内の出土遺物や切り合い関係から各建物群や道路遺構との相対年代を明らかにする手がかりを得た。

小池寛氏は昭和52年度第1次調査で検出した庇付建物が官衙的性格とするとその周辺の建物は不随施設と推測され、周辺の削平が建物を建てるためだけでなく環境整備に重点を置いていた可能性や、飛鳥時代は墓域と居住域を分けて集落を造営していたが平城Ⅲ期にまで大規模な整地作業が行われたと推測し、芝山遺跡内での土地利用の変遷を示した。<sup>(注4)</sup>

小泉裕司氏は『城陽市史』の中で昭和61・62年度までの調査成果から建物群を方位によって4群に分けたが、遺物の出土例が少ないことから建物の相対年代を示すまでは至らなかった。<sup>(注5)</sup>



第1図 調査区配置図

高橋美久二氏は第2・3次、第13・14次調査で検出された併行する2条の溝が平成10年調査の道路遺構の延長にあることや第13・14次調査C地区で検出した土坑群を波板状凹凸面とみなし、これらの溝が道路側溝であると推測した。万葉集の和歌に登場する「鷺坂」の地を城陽市富野の鷺坂山に求め、天平宝字8(764)年に起こった恵美押勝の乱時に官軍が通った道から芝山遺跡検出の道路遺構を古代の官道であり、正方位の建物群の性格を駅家の可能性を提示した。<sup>(注6)</sup>

平城京から木津川右岸域を通る官道の復元では、高橋氏と足利健亮氏の復元が取り上げられており、足利氏は北陸道を宇治・山科を経由するルートに北陸道とし、田原道を東山道と推測し、恵美押勝の乱において官軍が捷路である田原道を利用したことを根拠とし<sup>(注7)</sup>た。一方高橋氏は、藤原仲麻呂が捷路である田原道を利用しなかったことや万葉集に宇治田原の歌枕がないことから田原道は官道ではなく、北陸道と東山道は兼用の官道であった

と推測した。しかし滋賀県関津遺跡で検出した道路遺構が田原道と推定され、道路幅が古代の官道幅より広い点、平安京遷都後も道路が18m幅で維持される点など問題は残るが足利氏が提唱した東山道の可能性を示唆した。<sup>(注8)</sup>

また建物群については、伊賀高弘氏が正方位の建物群は長舎が口の字型配置の構造から「クセノコホリ」のコホリノミヤケ(評衙・郡衙)の正庁域とその周囲を実務郡衙群ととらえ、現在郡衙跡と考えられている城陽市正道官衙遺跡の建物方位の不厳密性や配置に厳格な計画性が認められないことから有力者階層の居館説を再提示し、両遺跡の再評価を行った。<sup>(注9)</sup>

平成27年から発掘調査が実施された新名神高速道路整備事業に伴う発掘調査では、建物方位から8群に分けられ、時代が新しくなるにつれ北から西に振る角度が大きくなることが明らかとなった。<sup>(注10)</sup>

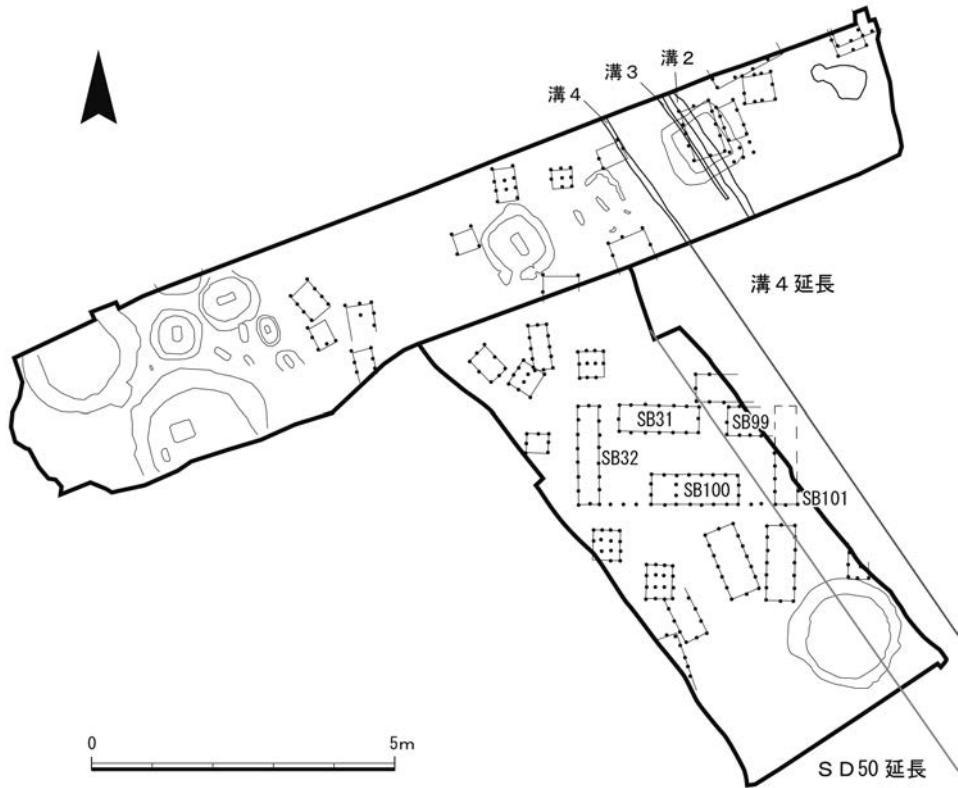
### 3. 正方位の建物群と道路状遺構

芝山遺跡の道路遺構は地形を無視した直線的な道路設計と官道と同様の道路幅を持つことから古代の官道であることに異論はない。しかし、第13・14次調査で検出した正方位の建物群や道路遺構について多くの見解がなされており、建物が道路の近くに建てられていること、規格性をもって建てられていることから官衙的建物、とりわけ駅家と考えられている。この建物群を駅家と捉えるならば次の3点の問題点があげられる。1点目は、正方位の建物群が遮蔽物で囲まれていない点である。2点目は遺構の東側を通ると道路状遺構が建物と接する可能性がある点である。3点目は、駅家と仮定するならば厩舎が存在しない点である。特に正方位の建物群と道路状遺構が共存していたかは芝山遺跡の建物群を評価するうえで重要である。

今回問題となる建物群は、S B31、S B32、S B87、S B99、S B100、S B101からなる正方位の建物群である。柱穴からの出土遺物から8世紀前半と考えられている。

この建物群は長舎を東西に配置し、北側に2棟の建物、南に中央から東による建物の口の字型配置を呈す。また南側は地建物と長舎の間を柵でつながが、北側は柵を設けない建物群で、古い様相の郡庁建物は長舎囲いの建物群が多く、芝山遺跡においてもやや形は崩れているが郡庁のIA類に属するといえる。<sup>(注11)</sup>

次に芝山遺跡で検出された道路と建物の関係を考えていく。第2・3次調査A地区で検出した溝4は西に28°振る幅1.1mの溝である。また第13・14次調査で検出したS D50は北から西に33°振る幅約1.0mの溝である。第8次調査で検出された道路側溝は幅約0.3mの北から西へ27°振る溝であることから微妙に角度を変えつつも直線の道路が遺跡内を500m以上走っていたことがわかる。<sup>(注12)</sup>



第2図 各道路側溝延長と建物位置図

次に正方位の建物群の規模について考えていく。建物群は長舎を東西に配置し、東側の建物は調査区外へと延びるため建物の正確な規模は不明であるが、官衙的建物であるならば左右対称になるよう建物を配置するまたは方形の平面形態を有すると考えられる。以上よりこの建物群の平面プランは南北約16m、東西36m、専有面積576㎡であると推測する(第2図)。第2・3次調査検出の溝4の芯々を南東へ延長すると建物群と道路状遺構は約4m離れ、第13・14次調査検出のSD50の芯々を軸に南東へ延長すると道路側溝は建物群を通ることとなり、溝4の延長を道路側溝と考えると正方位の建物群と道路状遺構が切り合う可能性が低いといえる。

各遺構の廃棄時期を整理していく。正方位の建物群は柱穴内の遺物から8世紀前半までにその役目を終える。一方道路状遺構では、第13・14次調査D地区において8世紀後半から9世紀の土器が出土しており、8世紀後半と考えられる建物群が道路状遺構<sup>(注13)</sup>を切り勝っていることから8世紀後半に道路は廃絶していたと考えられる。第2・3次調査検出の道路側溝と考えられる溝3・4は、古墳時代と報告されているが、これは付近の併行する溝

2と同時期と捉えたものであり、道路側溝内の遺物からの時期を判別しておらず、報告内においても道路側溝の可能性も示唆している。また、溝2の上層は短時間で堆積したと報告されており、道路建設に伴い埋められた可能性がある。道路遺構の正確な敷設時期は不明であるが、第2・3次調査検出古墳の周溝から7世紀後半の土器が出土しており、調査区付近の整地がこの時期に行われ、道路も7世紀後半から8世紀前半の間につくられたと考えるならば、道路と建物群は同時期に存在した可能性が高い。

最後に厩舎に関しては、大橋氏が指摘する<sup>(注15)</sup>ように、山陽道の駅家では厩舎と考えられる長舎はなく、駅子が個別に付近で駅馬を管理していたのであれば、大路である山陽道よりも小規模な官道の本遺跡においても長舎が厩舎の役割をはたしていなくても不自然ではない。<sup>(注16)</sup>今後芝山遺跡内において馬の飼育にかかわる遺構・遺物がないか再検討する必要がある。

#### 4. おわりに

本稿では、芝山遺跡の道路遺構と正方位の建物群の問題を取り上げ、その性格および関係の再整理を行った。その結果、正方位の建物群は郡庁建物の古い様相をもつ長舎囲いの建物群であること、道路と建物は共存し得ることが明らかとなった。芝山遺跡の口の字型配置建物群は、官衙的施設であり、従来から唱えられている駅家の他に、郡衙の出先機関や郷家などの可能性も考えられる。ここで同様の官衙遺跡、同市に所在する郡衙の中心部と推定される正道官衙遺跡の建物配置と比較していく。芝山遺跡ではほぼ正方位の口の字型配置の建物群であるのに対し、正道官衙遺跡では、7世紀末から8世紀初頭の建物群(官衙Ⅱ期)は北から西に約7°振る長舎囲いの建物群であるが<sup>(注18)</sup>、芝山遺跡の建物群と同時期の8世紀前半(官衙Ⅲ期)になると北から西へ約1～6°振る品字配置の建物群となる。芝山遺跡が郡衙の出先機関や郷家であるならば、同様の平面プランのもと建てられていると考えられ、課題が残る。今後新たな発掘調査成果を踏まえて芝山遺跡内での建物群を評価したい。

(すが・ひろえ = 当調査研究センター調査課主任)

注1 小泉裕司1999「芝山遺跡」『城陽市史』第三巻 城陽市役所

注2 高橋美久二2006「山城国の奈良時代東山道と芝山遺跡」『京都府埋蔵文化財論集』第5集 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

注3 小池寛1987「芝山遺跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第25冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

- 注4 小池寛2003「城陽市芝山遺跡の土地利用について」『京都府埋蔵文化財情報』第89冊(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 注5 前掲注2
- 注6 前掲注1
- 注7 足利健亮1985『日本古代地理研究』大明堂
- 注8 藤崎高志2010『関津遺跡Ⅲ 大津市関津一丁目 第3分冊』ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書37-4 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会
- 注9 伊賀高弘2006「“ミヤケ”再考-城陽市芝山遺跡の官衙的遺構の発見を受けて-」『京都府埋蔵文化財論集』第5集(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 注10 清水早織2017「城陽市芝山遺跡の発掘調査成果とその意義について」『南山城の古代都城と役所を探る』第134回埋蔵文化財セミナー資料(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター、(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター2021「芝山遺跡・芝山古墳群第21次」現地説明会資料
- 注11 小宮俊久は、各郡庁の「郡庁はロの字長舎連結型→コの字型→ロの字回廊型・品字型へと変遷を明らかにした。小宮利久2014「郡衙」『古代官衙』考古調査ハンドブック11 ニュー・サイエンス社
- 注12 山中敏史2004「郡庁」『古代の官衙遺跡 Ⅱ 遺物・遺跡編』(独)文化財機構奈良文化財研究所 I A類は長舎をロの字型に配置し、各長舎の辺を塀で結び方形に囲んだもの。
- 注13 岡崎研一ほか2004「芝山遺跡」『京都府遺跡調査概報』第110冊(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 注14 前掲注2
- 注15 大橋泰夫2014「長舎と官衙研究の現状と課題」『第17回古代官衙・集落研究会報告書 長舎と官衙の建物配置』奈良文化財研究所研究報告第14冊(独)文化財機構奈良文化財研究所
- 注16 井上尚明は「厩舎は駅館院内部ではなく雑舎群に含まれる可能性が高く、(中略)駅家における厩舎の機能は、馬の飼育でなく馬を常時待機させておく、あるいは繋ぎおく施設と理解すべきであろう」と厩舎の役割を推測する。井上尚明2014「多様な地方官衙と庄家・居宅」『古代官衙』考古調査ハンドブック11 ニュー・サイエンス社
- 注17 山中敏史によって末端官衙施設の性格をⅠ類：郡衙別院、出先機関の施設、Ⅱ類：民間施設に併設された小院、借蔵などの官衙施設、Ⅲ類：官衙機能の一翼を担った民間施設に分類された。郷家はⅢ類にあたる。山中敏史2004『古代の官衙遺跡Ⅱ』遺物・遺構篇(独)文化財機構奈良文化財研究所
- 注18 杉山信三1993『正道官衙遺跡』城陽市埋蔵文化財調査報告書第24集 城陽市教育委員会  
小泉裕司1995『正道遺跡発掘調査概報』城陽市埋蔵文化財調査報告書第29集 城陽市教育委員会